

出欠席について

学校を休んでも欠席扱いにならないときは？

遅刻・欠席をするとき

遅刻・欠席をするときは右記のQRコードから、欠席・早退・遅刻連絡フォーム画面へアクセスし、質問事項に沿って回答を入力し送信してください。

- ・欠席・早退・遅刻する当日の午前8時10分までに送信してください。
- ・感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）の場合は電話でお願いします。
- ・担任または学校へ直接伝えたいことがある場合も電話でお願いします。



欠席・早退・遅刻連絡
フォームQRコード

感染症にかかったとき

特定の病気にかかったときは、病気の感染を予防するために以下の表を基準として「出席停止」扱いとなります。

No	病名	出席停止の基準
1	インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
6	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
9	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	
11	腸管出血性大腸菌感染症	
12	流行性角結膜炎	
13	急性出血性結膜炎	

※以前は、医療機関から「出席停止意見書」が発行されていましたが、現在は発行されません。
治療後に学校からお渡りする「感染症の報告」用紙を記入して提出してください。

親族に不幸があったとき

親族に不幸があり葬儀などに参列するようなとき、以下の図を基準として「忌引き」扱いとなります。

